

島根県 農村災害ボランティア活動要領

第1条 名称及び目的

本会の名称を「島根県農村災害ボランティア」とし、農村災害ボランティアが、島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援など、市町村の防災・災害活動に無償で協力することを目的とする。

第2条 事務局

本会の活動が円滑にできるよう、島根県土地改良事業団体連合会に事務局を置くものとする。

第3条 会員の登録等

(1) 登録の申込み

この会に入会しようとする者は、「農村災害ボランティア申込書」を事務局へ提出する。

(2) 登録名簿の管理

事務局は登録名簿を作成し会員に通知し、適正に管理を行う。

(3) 登録の取消し

事務局は、会員から退会の申し出があった場合は、速やかに登録名簿から抹消する。

第4条 会員に対する研修

事務局は最新の情報を提供するために関係機関と調整を行い、研修会を開催する。

この時の参加に要する旅費等の費用は、原則として登録会員の負担とする。

第5条 ボランティア活動に関する必要経費について

(1) 作業着、長靴等は原則として登録会員で準備する。

(2) ヘルメットについては、原則として事務局で準備する。

(3) 上記(1)、(2)以外のものについては、原則として支援要請市町村で準備する。

(4) ボランティア保険は、必ず支援要請市町村において加入するものとする。

第6条 会員の派遣・活動

- (1) 支援要請を受けた場合事務局は、活動場所、活動内容及び受け入れ条件等について支援要請市町村と協議する。
- (2) 事務局は速やかに適切と考えられる会員と協議する。
- (3) 活動内容の詳細については別紙のとおりとする。

第7条 農村災害ボランティアはその活動に対し、報酬等を請求することはできない。

第8条 農村災害ボランティアの会員は、活動により知り得た情報等を他人に漏洩してはならない。

附則 本活動要領は平成17年 3月 1日より施行する。

(別紙)

農村災害ボランティアの活動内容

1. 平常時

- (1) 地すべりやため池決壊などの予兆について早期発見に努め、発見した場合には行政機関に早期に情報提供を行う。
- (2) 地域の集会などを通じ、災害に関する知識などを一般の方への普及・啓発・広報活動を行う。
- (3) 事務局が主催する研修会等に積極的に参加し、農地・農業用施設災害の最新情報を取得する。

2. 支援要請時（活動例）

- (1) 農地・農業用施設の被害概要の把握（位置、規模等を地図へ記入など）
- (2) 被害写真の撮影及び補助
- (3) 被害写真の整理
- (4) 現地での応急工事の指導
- (5) 復旧工法の指導
- (6) 災害査定設計書作成の補助
- (7) 査定野帳の作成
- (8) 被災者の要望事項の聞き取り
- (9) 復旧計画図面の作成